

令和8年11月1日（日曜日）から令和8年11月30日（月曜日）

自転車マナーアップ強化月間 & 駅前放置自転車クリーンキャンペーン



スマホに夢中は、危険接近中！！

第2回「おおさかSafetyBicycleつながるサミット」交通啓発メッセージ【大賞】

月間の重点

- 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 全世代に対する自転車ヘルメット着用の推進
- 放置自転車の追放



大阪府交通対策協議会

障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなで作っていきましょう。

STOP!
ながらスマホ



携帯電話のご利用マナーにご協力をお願いします。
大阪府交通対策協議会YouTubeチャンネル▶

大阪 交通対策 チャンネル

検索



道路交通法の改正

令和8年4月1日

自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）の導入

令和8年7月21日

酒酔い運転に、呼気中アルコール濃度0.5mg/L以上

【血中アルコール濃度1.0mg/L以上】の数値基準が新設（自転車を含む）

令和8年9月1日

中央線などがない生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられました

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は「くるま」の仲間です。原則、車道の左側端を走行しましょう。

歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。

一時停止の標識がある交差点では、必ず一時停止し、左右を確認しましょう。

見通しの悪い交差点を通行する時は徐行若しくは停止して、安全を確認してから通行しましょう。

信号を必ず守りましょう。

交差点を横断する時は、青信号でも周囲を確認しましょう。

自転車のヘルメット着用の推進

大阪府下における令和8年度のヘルメット着用率9.5%（3年連続ワースト）ヘルメットを着用することで、交通事故の被害軽減に繋がります。

放置自転車の追放

自転車は、駐輪場などの決められた場所に駐輪しましょう。
放置自転車は、歩行者や自動車等の通行の妨げになります。

